

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月26日

新潟市病院事業管理者 五十嵐 修一

新潟市民病院管理規程第7号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程（平成20年新潟市民病院管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「第34号」を「第33号」に改め、同条第1号ウ（イ）及び（ウ）を削り、同号ウ（エ）中「HLA-A（DNAタイピング）」を「HLA-A（遺伝子型タイピング）」に、「25,300円」を「22,000円」に改め、同号ウ（エ）を同号ウ（イ）とし、同号ウ（オ）中「HLA-B（DNAタイピング）」を「HLA-B（遺伝子型タイピング）」に改め、同号ウ（オ）を同号ウ（ウ）とし、同号ウ（カ）中「HLA-C（DNAタイピング）」を「HLA-C（遺伝子型タイピング）」に、「26,950円」を「22,000円」に改め、同号ウ中（カ）を（エ）とし、（キ）を削り、同号ウ（ク）中「HLA-DRB1（DNAタイピング）」を「HLA-DRB1（遺伝子型タイピング）」に、「29,150円」を「25,300円」に改め、同号ウ（ク）を同号ウ（オ）とし、同号ウ（ケ）中「HLA-DQB1（DNAタイピング）」を「HLA DNAタイピング（NGS-SBT法）」に、「27,500円」を「24,750円」に改め、同号ウ中（ケ）を（カ）とし、（コ）を（キ）とし、同号エの表中「66,770円」を「67,810円」に改め、同条第19号オ（イ）a中「3,200円」を「3,100円」に改め、同号オ（イ）b中「3,150円」を「3,050円」に改め、同条第29号を削り、同条第30号中「51,000円」を「40,000円」に改め、同号を同条第29号とし、同条第31号中「117,200円」を「10

6, 200円」に改め、同号を同条第30号とし、同条中第32号を第31号とし、第33号を第32号とし、同条第34号中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号を同条第33号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、この規程の施行の日以後の病院の使用に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の病院の使用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。